

31 大J-7-12

31 大J-7-12

令和 5 年 修正 ☐ 1. 令和 5 年 1 月撮影空中写真
2. 令和 5 年 8 月現地調査

1:2,500

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面（T.P.）
等高線間隔は2メートル

この測量成果は、国土院院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令 5 近公第 69 号

測量計器機関 枚 方 市
測量作業機関 株 式 会 社 バ ス コ

31 大J-7-12